

◎佐賀県条例第10号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び<sup>へき</sup>地手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び<sup>へき</sup>地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第8条</b> 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する副校長、<u>教頭</u>、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第1 高等学校等教育職給料表又は別表第2 中学校・小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>3,600円</u>以内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(5) 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第8条</b> 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第1 高等学校等教育職給料表又は別表第2 中学校・小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>2,700円</u>以内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(5) 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。